

地区体育館について

1 設置目的

地区住民が身近な体育施設を利用し、健康づくりやスポーツ振興を図ることを目的に設置されたものです。

2 地区体育館名及び所在地

No	地区体育館名	所在地	開館年月
1	藤沢地区体育館	入間市下藤沢 988 番地 1	昭和 62 年 7 月
2	東金子地区体育館	入間市小谷田 371 番地	昭和 63 年 6 月
3	西武地区体育館	入間市野田 1, 134 番地 57	平成元年 7 月
4	黒須地区体育館	入間市鍵山三丁目 10 番 20 号	平成 3 年 7 月
5	宮寺地区体育館	入間市宮寺 567 番地	平成 5 年 5 月

3 関係法規

入間市地区体育施設設置及び管理条例

入間市地区体育施設設置及び管理条例施行規則

4 各地区体育館の概要

※使用料は無料です

No	地区体育館名(延床面積)	概 要	敷地面積
1	藤沢地区体育館 (延床面積：1,262 m ²)	主競技場（最大利用） ・バレーボール 2 面 ・バスケットボール 2 面 ・バドミントン 4 面 付随施設 ・ソフトボール場 1 面 ・テニスコート(クレイ) 2 面	11,609 m ²
2	東金子地区体育館 (延床面積：1,272 m ²)	主競技場（最大利用） ・バレーボール 2 面 ・バスケットボール 2 面 ・バドミントン 4 面 付随施設 ・テニスコート(全天候) 1 面	4,002 m ²
3	西武地区体育館 (延床面積：1,258 m ²)	主競技場（最大利用） ・バレーボール 2 面 ・バスケットボール 2 面 ・バドミントン 6 面 付随施設 ・多目的広場	20,456 m ²

4	黒須地区体育館 (延床面積：1,258 m ²)	主競技場（最大利用） ・バレーボール 2面 ・バスケットボール 2面 ・バドミントン 6面	2,644 m ²
5	宮寺地区体育館 (延床面積：1,216 m ²)	主競技場（最大利用） ・バレーボール 2面 ・バスケットボール 2面 ・バドミントン 6面 付随施設 ・多目的広場 ・テニスコート（オムニ） 1面	5,184 m ²

5 利用時間

午前9時から午後9時30分

6 利用方法

利用にあたっては、各地区運営委員会に登録申請を行い、認められた登録団体が、毎月の調整会議を経て利用が可能となります。

7 利用登録団体数及び利用人数

(H26年度)

No	地区体育館名	利用登録団体数	利用人数
1	藤沢地区体育館	67 団体	46,715 人
2	東金子地区体育館	28 団体	28,077 人
3	西武地区体育館	30 団体	37,398 人
4	黒須地区体育館	28 団体	22,627 人
5	宮寺地区体育館	19 団体	26,367 人

中央公園について

1 設置目的

都市公園法に基づく都市公園（昭和 39 年に都市公園として都市計画決定）として、市民の休息や散歩、また、市民のスポーツ振興や健康増進の用に供することを目的に設置されたものです。

2 所在地

入間市扇町屋 1250 番地 1（圏央道入間 IC 近く）
※敷地面積は 44,644 m²（財務省用地を無償借地）

3 関係法規

入間市体育施設設置及び管理条例
入間市体育施設設置及び管理条例施行規則

4 主な施設概要

(1) テニスコート（有料施設）

- ・昭和 41 年 3 月竣工
- ・クレーコート 4 面（敷地面積：3,185 m²）
- ・夜間照明（6 基）有り
- ・利用期間：4 月 1 日から 11 月 30 日
- ・利用料金：一般・学生 300 円（2 時間単位）
 児童・生徒 150 円（2 時間単位）
- ・照明料金：300 円（1 時間単位）
- ・平成 26 年度の利用人数：8,757 人

(2) プール（有料施設）

- ・昭和 41 年 6 月竣工
- ・50m7 コース及び児童用プール（敷地面積：9,571 m²）
- ・利用期間：7 月上旬から 8 月 31 日まで
- ・利用料金：大人 300 円、中学・高校生 200 円、小学生 100 円
- ・平成 26 年度の利用人数：7,994 人

(3) 野球場（有料施設）

- ・昭和 43 年 10 月竣工
- ・1 面、両翼 90m（敷地面積：15,034 m²）
- ・利用期間：4 月 1 日から 11 月 30 日
- ・利用料金：一般・学生 350 円（平日、2 時間単位）
 一般・学生 500 円（土日祝、2 時間単位）
 児童・生徒 175 円（平日、2 時間単位）
 児童・生徒 250 円（土日祝、2 時間単位）
- ・平成 26 年度の利用人数：15,192 人

(4) 児童遊園地（無料施設）

ブランコ、ジャングルジム、シーソー、滑り台他

5 利用方法

公共施設予約システムを使い、インターネットや電話から、使用月の 2 ヶ月前から予約が可能です。（児童遊園地除く）